

川越市建設工事標準請負契約約款等の一部改正について (お知らせ)

電子契約の導入等に伴い、川越市建設工事標準請負契約約款等の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

(1) 契約書部分に記載事項を追加

→ 書面契約による場合のほか電子契約による場合の保存方法等を追加しました。

(2) 契約保証に係る証書等の電子化

→ 契約保証における電磁的方法による措置等を認める規定を追加しました。

(3) 前払金保証に係る証書の電子化

→ 前払金保証における電磁的方法による措置を認める規定を追加しました。

(4) 書面による手続の電子化

→ 書面で行うことが義務付けられている手続のうち、書面の交付に準じることを条件として、電磁的方法により行うことを可能とする規定を追加しました。

(5) 様式の改正

→ 川越市建設工事標準請負契約約款等に基づく様式のうち、受注者等の押印を不要としました。

2 対象となる約款

- ・ 川越市建設工事標準請負契約約款
- ・ 川越市標準委託契約約款、川越市土木設計業務標準委託契約約款、川越市建築設計業務標準委託契約約款

3 適用日

令和6年11月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う案件から適用します。

4 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の各契約約款をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 契約約款の改正 で 検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632